

2011年11月22日

徳島大学病院長  
安井 夏生 殿

徳島大学教職員労働組合 中央執行委員長代行  
樋浦 明夫

## 病院有期雇用職員の待遇に関する要望

拝啓

日々徳島大学病院の公正な発展のためご尽力のことと拝察いたします。

さて、貴病院で雇用されております看護助手（6h パート、雇用期限なし）の契約条件改善について、6月1日、9月21日と二回にわたる交渉、協議を実施しました。私どもの主張の要点は、安心安全な医療の実現のための責任ある体制として、雇用期限付きの契約はふさわしくないという点にあります。

11月15日、この件に関する病院側の回答を人事課よりいただきました。それによると、

①：3年の雇用期限付きであれば、8時間契約職員への契約替えを認めてもらえるのか？  
3年後、優先的に再雇用してもらえるか？

回答：しかるべき手続きを経て契約替えを認めている。3年後、募集に応募してもらえば、それまでの勤務態度等が良好であれば、1か月の期間を開けて再雇用は可能である。

②：看護助手の雇用期限について、病院としては大学側に働きかける意思はありますか？

A：看護助手に限らず、すべての職種について、必要性・緊急性があれば働きかける意思はある。普段から必要に応じて大学側に要望は上げている。

③：現在の契約のまま、恒常的に8時間労働するような運用は可能ですか？

回答：恒常的に8時間の業務がある場合には、6時間パートに残業させるのではなく8時間契約職員を雇用することで対応する。

補足として、「病院としては、組合員のみを特別扱いするのではなく、全職員につき、問題点があれば改善を進めていきたい」とのことでした。

これに対する組合側の見解と要望を述べますので、よろしくご対応ください。

①今回の件について、組合が動く以前に、当事者たちは看護師長、看護副部長などに直接話をしてきました。それで全く事態が動かなかつたために、組合から要望を上げる

という形になっております。このことは、職場の問題点や業務上の改善の必要性について、きちんと現場の声を吸い上げる体制になっていないということの表れではないかと思われる。現場の声を聞き問題点を集約する体制を実現していただきたいと思います。

②学長は、組合との懇談会（4/19）において、「病院における有期雇用職員については、雇用期限を撤廃することの説明はつきやすい」と述べています。つまり学長も、この件について検討の余地があることを認めているということです。患者の命を預かる職場にふさわしい責任ある体制とするため、病院の有期雇用職員については雇用期限を撤廃することを、病院として早急に大学側に要請していただきたいと思います。

③これまでの交渉・協議で病院側は、「3年の雇用期限は大学全体の方針で、病院だけで一部の職種についてそれを撤廃することはできない」と主張してられました。しかし現在、看護師等のパート職員については雇用期限が適用除外されております。このように、必要性があれば特定の職種について雇用期限の適用除外とすることが前例としてあるにもかかわらず、前記のような事実と反する主張を行われたことは遺憾です。また、交渉・協議において具体的な内容について協議に応じる姿勢を見せず、一方的に病院側の立場を主張するに終始するような対応を取られたことも遺憾です。今後は労働組合法にのっとり誠実交渉義務を果たしていただきたいと切に要望いたします。

上記三点につき、病院側の見解をご回答いただきたいと思います。年末の多忙の時期とは存じますが、おおむね1か月以内程度（12月22日頃まで）での回答を希望します。組合としても、安全安心な医療の実現に向けて、公正な職場環境の実現に尽力する所存です。

敬具

## 記

下記3点につき、12月22日ごろまでにご回答ください。

- ①現場の声や問題点を集約する体制の実現について。
- ②病院における有期雇用職員の雇用期限の撤廃を早急に大学側に要請することについて。
- ③労働法にのっとり誠実交渉義務の履行について。

以上